

公立大学法人山形県立保健医療大学教員の任期に関する規程

平成26年11月5日

規程 第 20 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学の教員（公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（平成21年規則第2号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期を定める職等)

第2条 法第4条第1項第3号の規定に基づく任期を定めて任用する教員の職、職名及び任期は、別表のとおりとする。

(任用の同意)

第3条 任期を定めて任用する教員の任用に際しては、同意書（様式）により、任用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、任期を定めて任用する教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月5日から施行する。

別表

対象となる職	職名	任期	再任に関する事項
教授	特任教授	特定のプロジェクト等の期間内で個別に定める。	当該プロジェクト等の期間が延長された場合、その延長された範囲内で再任できる。
准教授	特任准教授		
講師	特任講師		
助教	特任助教		
助手	特任助手		